小松島市中小企業振興基本条例(素案)に対する
パブリックコメントと市の考え方

意見募集期間　：　平成28年12月5日（月）～平成28年12月28日（水）
提出意見数　　：　8件

提出されたご意見と市の考え方は次のとおり。
なお、いただきましたご意見についての個別回答はいたしません。

NO	意見の内容	市の考え方・対応
1	基本条例の名称 （案）「小松島市中小企業・小規模企業振興条例」 平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定されている。また「小松島市における中小企業の現状（H28.10.6）小松島市産業振興課」によると 徳島県 の小規模企業は、大多数の88.4%を占めている。ちなみに中小企業（小規模企業を除く）11.5%、大企業は0.1%。	小規模企業の持続的発展を基本原則として位置付ける「小規模企業振興基本法」が、平成26年に制定されていることに鑑み、小規模企業への配慮も含めた条例名称とし「小松島市中小企業・小規模企業振興基本条例」といたします。
2	小松島市における中小企業の経済的、社会的、歴史的、文化的役割といった特徴が表され、そのために、小松島市に中小企業振興基本条例が必要だとする前文が必要だと思います。	本市の、中小企業・小規模企業の市経済における重要性や、その現状に鑑み、本条例を制定することとしておりますので、ご意見を踏まえまして「前文」を追加いたします。
3	条例に基づく具体的な施策を検討し、それを検証する場として、産学公民金により構成された振興会議を設置し、毎月開催していただきたい。	条例の制定後には、基本理念に基づき、施策や基本方針について、幅広い方々のご意見をお伺いし、関係者の協働により中小企業等の振興に関する施策を推進していくこととし、協議の場の設置に関する条文を追加致します。
4	第7条第3項に人材の確保及び育成が記載されていますが、もう一段踏み込んだ、学校教育における児童及び生徒の勤労観等の醸成についての条項を設けていただきたい。	学校教育における勤労観及び就業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することに鑑み、第4条（市の責務）に児童及び生徒の勤労観の醸成に係る条文を追加致します。
5	経営基盤の安定を図る、金融機関の役割に関する条項を設けていただきたい。	中小企業、小規模企業の健全な成長発展において、金融機関と産業振興施策との連携は欠かすことができませんので「金融機関の役割」に関する条文を追加致します。
6	基本計画の策定の記載がない 小規模企業振興基本法の基本原則にのっとり、同法第13条において、国は、おおむね5年ごとに基本計画を策定することとなっている。基本計画を策定することで、政策の継続性や一貫性が保たれることとなり、中長期的な展望の下で、施策が展開されることとなる。したがって、地方自治体においても、小規模企業者に対する継続的な支援のためには、国と同様に基本原則や基本方針、基本計画（振興計画）の策定が求められる。	この条例の目的を達成するために、中小企業等の振興施策の進め方について、様々な方からご意見をいただく予定としており、その中で議論すべき事項として考えております。
7	政策の評価・報告（公表）の仕組みが必要 実施した政策をきちんと評価することにより新たな課題を把握することができ、次年度以降のさらなる改善につながり、小規模企業者により役立つ施策を講じることが期待される。	小松島市では、事務事業評価を実施し、毎年度その全てを市議会へ報告、議会における委員会審査が実施されております。議会より指摘のありました事項は、次年度の当初予算でどのように反映したかの報告もされており、評価・報告のサイクルにつきましては、既に確保されているものと考えております。 ご指摘の件につきましては、具体的に条例への記載はいたしませんが、条例の趣旨に鑑み、更に、施策の評価や改善方法について幅広く議論して参りたいと考えております。 施策の公表については、市民の皆様への報告も踏まえ条例に追加いたします。
8	中小企業振興に関する施策の実施状況を公表していただきたい。	